

# 令和5年度 飲食店・商店街利用促進費補助金

## 【公募要領】

新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受けている岩手県内の飲食店や商店街の利用を促進し売上の回復を図るため、補助事業者が、飲食店や商店街の利用を促進する事業を行う場合に要する経費に対し、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」といいます。）及び飲食店・商店街利用促進費補助金交付要綱（令和5年4月1日改正。以下「要綱」といいます。）により、予算の範囲内で補助金を交付するものである飲食店・商店街利用促進費補助金（以下「当該補助金」といいます。）について、次のとおり公募により当該補助金の交付を行います。

### 1 補助対象事業

補助事業者が、飲食店や商店街の利用を促進する事業

#### ※ 具体例

飲食店の組合等が行う割引クーポンの発行、飲食店の利用を促進するガイドブック等の発行、商店街における消費喚起イベントの開催

### 2 補助対象者

次に掲げる事項の全てに該当する者であること。

※ 飲食店については、次のとおり要綱で定めています。（要綱第2）

- ・飲食店 県内で事業を営んでいる宿泊業・飲食サービス業（日本標準産業分類（平成25年10月30日総務省告示第405号）大分類M）のうち、飲食店（同告示の中分類76）又は持ち帰り・配達飲食サービス業（同告示の中分類77）に分類される、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者

(1) 次の各号のいずれかに該当する者であること。（要綱第3）

ア 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令（昭和32年政令第279号）別表第一号から第六号に掲げる業種による生活衛生同業組合であること。

イ 飲食店で構成され、飲食店の振興を目的とする団体で、次の事項に該当すること。

(ア) 特定の地域の飲食店の振興を図る事業活動を行うことを主たる目的として設立された団体であることが定款等で確認できること

(イ) 定款、約款、規約等により代表者の定めがあること

- (ウ) 財務諸表等があり、資金、財産の管理等を適正に行えること
  - (エ) 構成員・会員が飲食店を営む事業者であること
  - (オ) 構成員・会員の7割程度以上が中小企業者であること
- ウ 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に基づき設立された商店街振興組合及び中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき設立された事業協同組合等法人格をもった商店街等組織であること。
- エ 法人化されていないウに類する商店街等組織の団体で、次の事項に該当すること。
- (ア) 定款、約款、規約等により代表者の定めがあること
  - (イ) 財務諸表等があり、資金、財産の管理等を適正に行えること
  - (ウ) 構成員・会員の店舗が集積し、商店街等を形成していること
  - (エ) 構成員・会員の7割程度以上が中小企業者であること
- オ 商工会法(昭和35年法律第89号)の規定に基づく商工会及び岩手県商工会連合会並びに商工会議所法(昭和28年法律第143号)の規定に基づく商工会議所
- カ 飲食店及びア～エの構成員・会員の利用を促進する補助事業を実施する者で、県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有し、補助事業を的確に実施できる者
- (2) 法令順守上の問題を抱えている者でないこと。
- (3) 次の「別掲：反社会的勢力排除に関する誓約事項」の「記」以下のいずれにも該当しない者であり、かつ、今後、補助事業の実施期間内・補助事業完了後も該当しないことを誓約すること。

#### 別掲：反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内および完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力

団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。)

- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
  - イ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること
  - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること
  - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
  - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
  - ホ その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

### 3 補助率・補助金額・補助対象経費・事業予算総額

- (1) 補助率：2分の1以内
- (2) 補助金額：150万円以内  
※補助金の額は千円単位（千円未満切捨て）とします。
- (3) 補助対象経費  
専門家謝金、専門家旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、雑役務費、会場借料、借料、商品券上乘せ分の負担金、委託費、人件費（事業のために新たに雇用する者に限る。）、その他知事が必要と認める経費

※ 商品開発費、設備購入費、振込手数料、消費税及び地方消費税は補助対象外となります。

○補助対象とする経費

経費区分	説明
① 専門家謝金	事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費
② 専門家旅費	事業の遂行に必要な指導・助言等を依頼した専門家等に支払われる旅費
③ 消耗品費	事業の遂行に必要な不可欠な物品の購入に係る経費
④ 印刷製本費	事業の遂行にあたり必要なパンフレット・チラシ等の印刷や製本に係る経費
⑤ 通信運搬費	事業の遂行に必要な電子機器の通信に関する経費、機材・機械等の運搬のために支払われる発送費又は運搬費、印刷・製本した冊子の郵送費等
⑥ 広告宣伝費	事業の遂行に係る広告の作成及び媒体掲載等に係る経費
⑦ 雑役務費	事業遂行に必要な業務・事務を補助するために補助事業期間中に臨時的に雇い入れた者のアルバイト代、派遣労働者の派遣料、交通費として支払われる経費
⑧ 会場借料	事業の遂行に係る説明会等での一時的な会場借料費
⑨ 借料	補助事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料（所有権移転を伴わないもの）・レンタル料として支払う経費
⑩ 商品券上乘せ分の負担金	プレミアム付商品券等の額面と販売額との差額や、クーポン券の実費相当額等の利用者への特典付与に係る負担金
⑪ 委託費	上記①から⑩に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費
⑫ 人件費	事業遂行に必要な業務・事務を行うために補助事業期間中に新たに雇用する者に支払われる経費

(4) 事業予算総額：5,000万円

#### 4 経費の支払い方法

- (1) 補助対象経費の支払方法は原則として銀行振込で行ってください。
- (2) 補助金執行の適正性確保のため、現金決済のみの取引（代金引換限定のサ

ービス等)を除き、1取引10万円を超える(税抜き)の現金払いは認められません。

- (3) 自社振出・他社振出にかかわらず、小切手・手形による支払いは認められません。
- (4) 補助事業者から相手方へ資金の移動が確認できないため、相殺(売掛金と買掛金の相殺等)による決済は認められません。
- (5) 仮想通貨・クーポン・(クレジットカード会社等から付与された)特典・ポイント・金券・商品券(プレミアム付き商品券を含む)の利用等は認められません。
- (6) クレジットカード(リボルビング払い含む)による支払は補助対象期間中の引き落とし、支払の完了が確認できる場合のみ認められます(購入品の引き取りが補助対象期間中でも、口座からの引き落としが補助対象期間外であれば、補助対象外経費となります)。
- (7) 代表者や従業員が、個人のクレジットカードで支払いを行う場合は「立替払い」となりますので、①上記のクレジットカード払い時のルール(補助対象期間中に引き落としが確認できることが必要)、及び、②補助事業者と立替払い者間の精算(立替払い者への立て替え分の支払い)が補助対象期間中に行われること、の双方を満たさなければなりません。

## 5 補助事業実施期間・実績報告

- (1) 補助事業実施期間  
補助金交付決定の日から令和6年1月31日(水)まで
- (2) 実績報告書提出期限  
事業終了後30日以内又は令和6年2月29日(木)のいずれか早い日まで

## 6 応募手続

- (1) 提出書類
  - ア 飲食店・商店街利用促進費補助金交付申請書(様式第1号)
  - イ 事業計画書(様式第2号)
  - ウ 収支予算書(様式第3号)
  - エ 補助事業で利用を促進する飲食店又は商店街に係る事業者の名称及び業種が確認できる書類
  - オ 直近の決算書の写し
  - カ 1件50万円以上(税抜)の事業費に係る内容が確認できる書類(見積書の写し等)
  - キ 振込口座の銀行名、店名、普通・当座の別、口座番号、名義人(フリガナ)が

分かる部分の通帳の写し

ク 反社会的勢力でないことの誓約書（別紙1）

(2) 提出方法

郵送（※期間内必着）又は持参により提出してください。

<提出先>

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

岩手県商工労働観光部産業経済交流課 食産業担当

TEL：019-629-5539 FAX：019-623-2510

(3) 提出部数

正本1部、副本1部 ※副本は誓約書（別紙1）の提出は不要

(4) 提出期日（募集期間）等

※要綱別表第2（第4関係）の規定に基づき別に定める交付申請書の提出期日

ア 受付期間

令和5年4月3日(月)から令和5年12月5日(火)まで。ただし、事業を開始する日の原則として3週間より前の日（土曜、日曜及び祝日の閉庁日を除く。）までに、交付申請書（6(1)に定めるア～クの提出書類）を提出してください。間に合わなかった場合、交付決定が遅れる可能性があります。

(申請書提出日の例)

事業を開始する日	申請書提出期限 …事業開始日の3週間前まで
5月28日(日)	5月2日(火) ※3日(水)～7日(日)は閉庁日
11月24日(金)	11月2日(木)
12月26日(火)	12月5日(火) 【最終受付】

※ 受付期間中でも、申請額が予算額に達することとなった場合は、受付を終了することがあります。

イ 交付決定等

交付申請書受付順に審査を行い、適当と認められたものから順に交付決定を行います。（申請の内容が適当であると認められるときに、予算の範囲内で補助金の交付決定を行うものです。）

(5) 注意事項

ア 提出された申請書類等は返却しませんので、必ず控えを保管しておいてください。

イ 申請書類等に係る連絡先等の個人情報適切に管理し、本業務以外の目的には使用しません。

ウ 申請に要する費用は、応募者の負担となります。

エ 複数の交付申請書に係る補助事業を、並行して同時に実施することはできません。先に実施する補助事業の実績報告が提出され県による完了確認が終了した後

に、別事業に係る申請書を受理し交付決定を行う場合があります。

## 7 審査方法・結果の通知

### (1) 補助対象事業の決定方法

補助対象事業は、別表（審査項目）に基づき、書類審査のうえで、補助金の交付を決定し書面で通知します（予算の範囲内での補助金の交付決定となります）。

### (2) 事業計画に関する照会等

応募受付後、交付決定の可否を判断するため、事業計画に関する照会等を行う場合があります。

### (3) 補助事業者の公表

交付決定を受けた事業については、事業者名、所在地、事業計画名をHP上で公表します。

## 8 スケジュール

項目	実施時期
応募受付	令和5年4月3日（月）～12月5日（火）17時 ※事業開始日の3週間前までに申請書を提出すること。
交付決定	交付申請受理から概ね3週間以内

※申請額が予算額に達することとなった場合、上記実施時期の前でも公募を終了することがあります。補助対象経費は、交付決定日以降に行った活動に係る経費のみとなります。

## 9 補助金の支払

事業者への補助金の支払いは、原則として事業完了後の精算払いとします。

## 10 その他

(1) 補助事業実施期間は、交付決定の日から令和6年1月31日（水）までとなります。原則として、補助対象経費はこの期間内に実施した活動に要する経費で、かつ、この期間内に支出されるものに限りします。

(2) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、事業終了した翌年度から5年間保存しなければなりません。

(3) 補助事業で製作するガイドブックや、クーポン事業やイベントを告知するポスター・チラシ、ホームページ等においては、可能な範囲で下記例による表示を願います。

(例)・令和5年度 岩手県「飲食店・商店街利用促進費補助」事業

- ・このイベントは、令和5年度岩手県「飲食店・商店街利用促進費補助」事業により実施しています。

**【お問合せ先】**

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1

岩手県商工労働観光部産業経済交流課食産業担当（担当：郡司、名久井）

TEL：019-629-5539 FAX：019-623-2510 mail：AE0003@pref.iwate.jp

別表：審査項目

審 査 項 目
<p>(1) 基礎審査</p> <p>以下の要件を全て満たすものであること。<u>要件を満たさない場合には、その申請は受理せず、申請書をお返しすることがあります。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 必要な提出資料がすべて提出されていること</li> <li>② 「1 補助対象事業」及び「2 補助対象者」の要件に合致すること</li> <li>③ 補助事業を遂行するために必要な能力を有すること</li> <li>④ 飲食店又は商店街の利用の促進に資する取組であること</li> <li>⑤ 提出資料の内容に不備・記載漏れがないこと</li> </ul> <p>(2) 内容審査</p> <p>補助事業計画書等について、以下の項目に基づき審査を行い、予算の範囲内で交付決定を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 申請者の経営状況の妥当性 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇事業実施にあたり、財務状況に問題はないか。</li> </ul> </li> <li>② 補助事業計画の有効性 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇補助事業計画は、飲食店又は商店街が幅広く参加する（予定である）ものになっているか。</li> <li>◇補助事業計画は具体的で、実現に無理がないものと認められるか。</li> <li>◇飲食店又は商店街の売上の回復を目指すものとして、補助事業計画は目標を達成するために必要かつ有効なものか。</li> </ul> </li> <li>③ 積算の透明性・適切性 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇事業費の計上・積算が正確・明確で、事業実施に必要なものとなっているか。</li> </ul> </li> </ul>